



弁護士
臼井俊治さん

皆さんこんにちは。この度、世話人として消費者ネットワークにかかわらせていただくことになった弁護士の臼井俊治と申します。西岐阜駅の近くの法律事務所、UJ 総合法律事務所で勤務しています。最近、インターネットの普及や、サービスの多様化が進み消費者にとっては便利な世の中になりました。しかし、一方で、その「便利」さゆえ、契約やサービスの内容がよくわからないまま安易に契約をしてしまいトラブルになるケースも多く見られます。「便利」になるということは良いことですが、「便利」になるということは自分が本来行うべき手間を誰かに任しているということでもあります。これからは社会はどんどん「便利」になっていき、その流れは変えられません。それゆえ、今後は消費者としては、より積極的、主体的に消費生活に関わることが重要になるものと思います。消費者ネットワークの活動は、まさにそのような積極的、主体的な消費者像を実現するための活動だと言えるでしょう。

☺ 待望の「スマートフォン利用に伴う消費者トラブル」のDVD完成!

近年、幅広い年齢層で普及が広まっているスマートフォンですが、それに伴いスマートフォンに関わる消費者トラブルや個人情報漏えい問題が急増しています。そこでスマートフォン利用時に注意を払うべき事柄について教育用DVDを作成しました。テーマは、①架空請求、②アプリケーションダウンロードに伴う個人情報抜き取り、③ソーシャルメディア利用時の落とし穴 の3点です。大人から子供まで、勉強になる内容の教育用DVDで、世話人が台本を書き、出演もしている我々の自信作です。まずはご覧いただき、さまざまな教育の場で、どしどしご活用ください! DVD利用については、お気軽に消費者ネットワークまでお問い合わせください♪

注目!

2016年2月23日(火)13時~16時45分「消費者教育実践フォーラム」in 岐阜
「みんなつながって実践しよう!」(消費者庁・文部科学省共催)(於: グランヴェール岐山)

消費者教育の実践が少しずつ進んできた中で、次なる目標として、学校の教員と行政・消費者団体・業界等が実際に顔を合わせ、知り合いになり、消費者教育の実践の現状と問題点を話し合うことで、今後、協同で消費者教育を推進していく足かりをつけることを目的に開催します。岐阜県の小・中・高校の家庭科の教員に参加を依頼し、実践報告後、地域ごとに教員と行政等が交流する新企画です。消費者ネットワーク代表が実行委員長を務め、事務局長が事務局を担当し、世話人が総力を挙げて協力します。ぜひ参加してください!

消費者ネットワーク岐阜: 2015年度の会員数:個人会員97名・団体会員12団体

世話人名簿 代表:大藪千穂(岐阜大学教授)、副代表:御子柴 慎(弁護士)、花井泰子(消費生活相談員)、会計監査:上林美也子(生活協同組合コープぎふ)、事務局長:河原洋之(全岐阜県生活協同組合連合会)、井端敏之(岐阜県労働者福祉協議会)、今尾大祐(弁護士)、臼井俊治(弁護士)、葛西裕子(法テラス岐阜情報提供員)、金森耕治(司法書士)、金山富士子(岐阜県生活学校連絡協議会会長)、小司隆信(司法書士)、鷺見和人(弁護士)、土屋博史(司法書士)、富樫 悠(司法書士)、藤井慎哉(弁護士)、堀 雅博(弁護士)、松森美穂(弁護士)、水谷光由(生活協同組合コープぎふ)、村井宏彰(弁護士)、村上佑介(弁護士)、山科正太郎(弁護士)

会員募集!!! ~「消費者ネットワーク岐阜」事務局より~

「消費者ネットワーク岐阜」の会員になりませんか。会員には、ネットワークの機関紙が送付され、ネットワークの企画も案内されます。年会費は、個人1口500円、団体1口1000円です。下記まで住所・氏名をご連絡ください。参加申込書と会費の振込用紙を郵送します。事務局:全岐阜県生協連 電話 058-370-6867 FAX058-370-6860 Eメール hkawahar@tcoop.or.jp , HP : http://cnetgifu.web.fc2.com/



消費者ネットワーク岐阜 機関紙 (ホームページ <http://cnetgifu.web.fc2.com/>)

消費者カフェ・ぎふ



第11号 2015.10.1

「消費者ネットワーク岐阜」2015年度 定期講演会を開催します!

(この講演会は岐阜県消費者団体等活動支援補助金を活用して実施します)

定期講演会を開催しますので、是非ご参加ください!! ♪参加無料です♪
日時:2015年11月1日(日)13:30~15:30 (岐阜県弁護士会・岐阜県司法書士会後援)
場所:ホテルグランヴェール岐山 5階 〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地
電話:058-263-7111 <http://grandvert.com/home/>

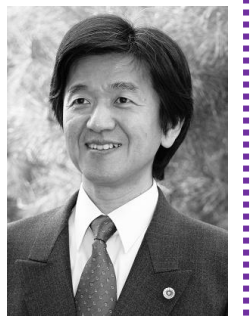
「突然の訪問や電話での勧誘に困っていませんか?

~特定商取引法の改正で変わるかも!~

「特定商取引に関する法律」とは、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることで、消費者取引の公正を確保するための法律です。現在、「勧誘を受けたくない」という意思表示をした人への勧誘を禁止する制度(不招請勧誘規制)を2016年の改正に導入できるかどうか焦点となり、運動が進んでいます。

今回、この内容の第一人者である池本弁護士をお迎えし、何が論点で今後どのような方向性が考えられるのかを学びたいと思います。今一番ホットな特商法改正について一緒に勉強しましょう! どうぞふるってご参加ください!

講師 池本 誠司 氏(弁護士/埼玉県弁護士会所属)



池本 誠司 氏

〈池本氏のプロフィール〉

日弁連消費者問題対策委員会委員、内閣府消費者委員会委員、適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会理事長

アクセス方法: JR岐阜駅または名鉄岐阜駅下車

JR岐阜駅: 岐阜駅北口バスターミナル9番乗り場(北口右側)よりC70 岐阜大学または岐阜大学病院行きに乗車。柳ヶ瀬西口下車(所要9分)、徒歩2分

名鉄岐阜駅: 名鉄駅前バス停5番乗り場(駅の向かい側)よりC70 岐阜大学病院行きに乗車。柳ヶ瀬西口下車(所要7分)、徒歩2分

参加ご希望の方はお電話

でお申し込みください!

当日参加も歓迎です!

電話 058-370-6867

「消費者ネットワーク岐阜」H.27 年度上半期の活動報告

1. 消費者被害の未然防止・自立した消費者の育成のために！

- (1) 4月24日 瑞浪市日吉寿大学(瑞浪市日吉公民館)において小司氏が学習会を行いました(41名)。
- (2) 総会記念講演会を5月14日に開催し、前消費者庁長官の阿南久氏に「消費者運動の歴史と現状!~消費者市民社会づくりをとともに!~」について講演していただきました(2015年第6回総会特集号で紹介)。
- (3) 岐阜大学の「生活の経済と法律」の講義で、6月15日(小司氏)、6月22日(今尾氏)、6月29日(御子柴氏)、7月6日(富樫氏)がゲスト講師として講義をしました。
- (4) 7月9日 加茂農林高等学校において、葛西氏が消費者教育について学習会を行いました(39名)。
- (5) 7月16日 岩村町生活学校(岩村町コミュニティセンター)において小司氏が学習会を行いました(6名)。

2. 消費者問題に関わる横のつながりの強化のために！

- (1) 月1回の世話人会を6回開催しました (2015年4月、5月、6月、7月、8月、9月)
- (2) 9月8日 岐阜県弁護士会主催の「消費者問題懇談会」に大藪代表が出席しました。
- (3) 機関紙 「消費者カフェ・ぎふ」 第6回総会特集号と第11号(本号)を発行しました。
- (4) 9月5日~6日の岐阜市の「消費生活展」に展示ブースを出し参加しました。



講師の小司氏

3. 地方行政に提言します！

- (1) 7月11日 岐阜県生活相談センターと、ハートフルスクエア-Gにおいて懇談会を実施しました。

♪岐阜大学「生活の経済と法律」の講義でゲスト講師を務めました♪

毎年大好評！

2015年度前期(4月~7月)に岐阜大学の「生活の経済と法律」(大藪担当)の講義の後半「生活の法律」の部分を「消費者ネットワーク岐阜」が4回ゲスト講師として担当しました。

- ①6月15日 消費者契約法とクーリング・オフ制度 (小司氏)
- ②6月22日 特定商取引法 1(訪問販売・通信販売・電話勧誘販売) (今尾氏)
- ③6月29日 特定商取引法 2(マルチ商法・特定継続的役務提供・内職商法・他) (御子柴氏)
- ④7月6日 消費者信用、多重債務と自己破産 (富樫氏)

平成26年度の岐阜県と市町村の消費生活相談状況

県及び市町村への相談件数は12,726件(県窓口6056件、市町村窓口6670件)平均契約金額:県91.9万円、市町村99.9万円
契約者の平均年齢:県51.1歳、市町村51.9歳

	県 (%)	市町村 (%)
通信販売	34.7	32.9
店舗販売	24.8	27.2
訪問販売	9.3	8.8
マルチ・マルチまがい	1.5	1.2
電話勧誘販売	9.4	10.4
送りつけ商法	0.3	0.3
その他・不明	19.9	19.1

消費者ホットラインが3ケタになりました！

188(イヤヤ)

お近くの相談窓口につながります！

県への相談方法は、全体のほとんどが電話による相談(92.2%)となっていますが、市町村への相談は来訪による相談が全体の約3割(29.1%)を占めています。

相談内容も通信販売(不当・架空請求を含む)が増加しております。高齢者(65歳以上)である相談割合も上昇傾向でした。

岐阜県生活相談センターと「平成26年度消費者行政アンケート提言」についての懇談会

7月10日(金)18時~19時、ハートフルスクエア-G研修室30にて、県民生活相談センター平井センター長、武藤企画係長を迎えて、ネットワークからは11名が参加し懇談会を実施しました。

平井センター長から「消費者ネットワーク岐阜のまとめた消費者行政アンケートの報告書は大変参考になった。消費者教育を推進していくが、岐阜市が消費者教育推進計画を策定する。ぜひこれを突破口にして、他の自治体に広げていきたい。輪之内町も担当が大変やる気になっている。高齢者を見守る取り組みのモデル地区を作っていきたい。」と挨拶があり、武藤係長からも自己紹介と岐阜県の取り組みについて説明がありました。

ネットワークからの質問に対して、岐阜県では26団体がセンター要件を満たしており、県としても提言をしていきたい。また、レベルアップ研修等を実施し、市町村の消費者行政レベルの維持に努めたいとの回答をもらいました。また、2016年2月23日に開催される「消費者教育実践フォーラム」を、教育関係者と行政担当者が一同に介する場として位置づけていくことや、継続実施してきたスモールステージが教育委員会の負担のため実施されないことへの再開要望等を伝え、実りある意見交換会となりました。



挨拶する平井センター長と武藤係長



真剣に懇談するネットワークの世話人

岐阜市の「消費生活展」に参加しました！



9月5日(土)~6日(日)にマーサ21 イベント広場で、岐阜市の「消費生活展」が開催され、ネットワーク岐阜はブース出展をしました。5日には、契約やクーリング・オフに関するクイズを3問ボードに作成し、回答をシールで貼ってもらってから、回答用紙とリーフレット、粗品(ボールペン岐阜市提供)を約150名に配布しました。

多くの参加者が、契約には契約書が必要だと感じていたり、契約の成立が商品を受け取り、代金を支払った時と答えており、まだまだ啓発の必要があると感じました。これからも、機会があるごとに、このような機会を利用して、消費者力を高める活動をしていきたいものです。

またネットワーク岐阜が作成した「そのスマホの使い方要注意」の教育用DVD(裏面参照)を、イベントの空き時間にステージで放映し多くの方に見ていただきました。



風船を配る臼井氏とクイズの手伝いをする花井氏

